

別紙

諮問第952号

答 申

1 審査会の結論

「〇年〇月〇日に作成された領置品リストが記載された書類」について、開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由に開示請求を却下した処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「現在、紛失した私物の指輪を探しています。この指輪は私が逮捕された〇年〇月〇日に領置品として保管され、〇年〇月〇日の移送されるまで所在していた〇〇警察署にありました。その後の移送先で紛失していることに気が付きました。従って、無くなったのは〇〇警察署ではなく移送先であることを明確にするため、〇年〇月〇日に作成された領置品リストが記載された書類の開示を請求します。この書類とは移送前の領置調べにて作成された書類で、「指輪」という文字が記載された領置リストのことです。この時、実物も確認しましたので書類に指印をしております。」（以下「本件請求個人情報」という。）の開示請求に対し、警視総監が令和3年9月7日付けで行った開示請求却下処分（以下「本件却下処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る保有個人情報は、逮捕が前提となる留置施設において作成される保有個人情報であって、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による廃止前のもの）。以下「法」という。）45条1項に規定する司法警察職

員が行う処分に係る保有個人情報に該当することから、条例30条の2の規定に基づき開示請求を却下したものであり、本件却下処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年3月18日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年6月7日に実施機関から理由説明書を收受し、同年7月31日（第173回第三部会）及び同年9月27日（第174回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 適用除外の趣旨について

条例30条の2では、法律の規定により法第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定を適用しないとされている個人情報については、条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定は適用しない旨定めている。

条例30条の2に該当するものとしては、法45条1項があり、同項は「前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定している。その趣旨は、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報等を含んでおり、開示請求の対象とすると前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者等の立場で留置施設等の刑事収容施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、開示請求の適用除外とされたものと解される。

イ 本件却下処分の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、本件請求個人情報は刑事事件に関するもの

ではなく、犯罪事実と関係のない逮捕時の所持品についてのことである旨主張する。

審査会が検討したところ、法45条1項に定める「司法警察職員が行う処分」とは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）189条に定める司法警察職員として行う犯人及び証拠の捜査に係る処分を指すと解されるところ、本件請求個人情報、警察官等により逮捕され、留置施設において収容中に作成される被留置者の領置金品に関する情報であると認められる。これを開示請求の対象とすると、実質的に個人の逮捕歴、勾留歴等を明らかにすることと同義となり、法45条1項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」が明らかになると認められる。

したがって、本件請求個人情報は、法45条1項に規定する「司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当するものであるため、実施機関が条例30条の2に基づき開示請求を却下した処分は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、實金 敏明、峰 ひろみ